

指定通所介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(倉敷市指定 第 3370201448 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. 苦情の受付について	6
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. 事故発生時の対応について	7
9. 損害賠償について	7
10. 非常災害対策について	7

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人淳邦会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県倉敷市福田町福田 234-1 |
| (3) 電話番号 | 086-450-1188 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 武田晴郎 |
| (5) 設立年月 | 平成 9 年 11 月 11 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成 12 年 4 月 1 日指定倉敷市第 3370201448 号

※当事業所は特別養護老人ホームのぞみ荘に併設されています。

- (2) 事業所の目的 在宅の要援護者に対し、各種のサービスを提供することによって生活の助長、心身機能の維持向上を図る。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターオパール

- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市福田町福田 234-1
- (5) 電話番号 086-450-1188
- (6) 管理者 氏名 難波健男
- (7) 当事業所の運営方針 事業所の指定通所介護事業の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 利用定員 25 人（通常規模型通所介護）
- (10) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[第 1 号通所介護] 平成 18 年 4 月 1 日指定 倉敷市 3370201448 号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 倉敷市域（真備地区を除く）
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (8月13日～15日・12月31日～1月3日を除く)	
受付時間	月～金	8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～金	9時30分～16時40分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

1. 管理者	1名
2. 介護職員	3名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員兼機能訓練指導員	3名以上

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間*8:00～17:00,9:00～18:00
2. 看護職員	勤務時間*8:00～17:00,9:00～18:00 原則として1名の看護師等が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

☆共通的服务

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・ 食事の準備、介助を行います。
- ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合には、あらかじめ事業所に申し出てください。

（食事時間）12：00～13：00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

<サービス利用料金(1回あたり)>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ 共通サービス（注）＊負担割合 1 割の場合

- ・介護職員処遇改善加算Ⅱ（所要単位の 9.0%の単位数）の算定
- ・サービス提供体制強化加算Ⅲとして 1 回につき 6 円の算定
- ・科学的介護推進体制加算として、1 ヶ月あたり 40 円の算定
- ・同一建物に居住する場合は 94 円減（1 日あたり）とします
- ・送迎を行わない場合は片道 47 円減とします

＊負担割合 1 割の場合

< 5 時間以上 6 時間未満 >

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,710 円	7,840 円	8,970 円	10,090 円	11,230 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,039 円	7,056 円	8,073 円	9,081 円	10,107 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	671 円	784 円	897 円	1,009 円	1,123 円

< 7 時間以上 8 時間未満 >

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	7,670 円	8,970 円	10,310 円	11,650 円	13,010 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,903 円	8,073 円	9,279 円	10,485 円	11,709 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	767 円	897 円	1,031 円	1,165 円	1,301 円

＊負担割合 2 割の場合

< 5 時間以上 6 時間未満 >

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,710 円	7,840 円	8,970 円	10,090 円	11,230 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,368 円	6,272 円	7,176 円	8,072 円	8,984 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,342 円	1,568 円	1,794 円	2,018 円	2,246 円

< 7 時間以上 8 時間未満 >

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	7,670 円	8,970 円	10,310 円	11,650 円	13,010 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,136 円	7,176 円	8,248 円	9,320 円	10,408 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	1,534 円	1,794 円	2,062 円	2,330 円	2,602 円

☆選択的サービス *負担割合 1 割の場合

・入浴介助サービス

入浴介助加算Ⅰ (40 単位) 自己負担額 40 円

入浴介助加算Ⅱ (55 単位) 自己負担額 55 円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記 (2) ①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条、第 6 条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1 食あたり 550 円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 1 キロメートルにつき 50 円をいただきます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代： リハビリパンツ 1枚100円

テープ式おむつ 1枚100円 尿とりパット 1枚20円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに現金でお支払いください。銀行口座自動引落しもできますので、ご希望の方は事業者へ申し出てください。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
連絡先：デイサービスセンターオパール TEL 086-450-1188

6. 苦情の受付について (契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

生活相談員 中嶋照彦

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを事務室カウンター、玄関内に設置しています。

(2) 苦情処理の手順

提供したサービスに関する利用者からの苦情は速やかに処理台帳に記載します。事実確認後、処理方法等を記載し管理者へ報告します。関係者との連携を行い、改善について再度利用者に確認をします。処理について成果等を台帳に記録します。苦情処理は迅速かつ適切に対応します。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

倉敷市・介護保険担当課	所在地 倉敷市西中新田 640 番地 電話番号 (086) 426-3343 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日及び 12/29～1/3 を除く)
岡山県国民健康保険団体 連合会	所在地 岡山市北区桑田町 17 番 5 号 電話番号 (086) 223-8811 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 (土・日・祝日及び 12/29～1/3 を除く)
岡山県社会福祉協議会	所在地 岡山市北区南方 2 丁目 13-1 岡山県総合福祉・ ボランティア・NPO 会館(きらめきプラザ)1F 電話番号 (086) 226-2822

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 11 条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 館内は禁煙となっております。玄関横の喫煙スペースをご利用ください。

8. 事故発生時の対応について

ご契約者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに家族及び主治医・協力医療機関に連絡し適切な措置を講じます。その後関係者全員による対策会議を開催し原因の究明や改善策を話し合い、その結果をご契約者・家族及び居宅介護支援事業者・管理者・倉敷市等に報告します。

9. 損害賠償について (契約書第 12 条、第 13 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階
- (2) 建物の延べ床面積 4.654㎡
- (3) 事業所の周辺環境 住宅地に近く、福田から水島、連島を見晴らす陽光と緑あふれる山の中腹にあります。坂を下ると図書館や様々な学習機能をもつ生涯学習のライフパーク倉敷と、プール・テニスコートなども備えた運動公園も近接しています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名以上の介護職員を配置しています。

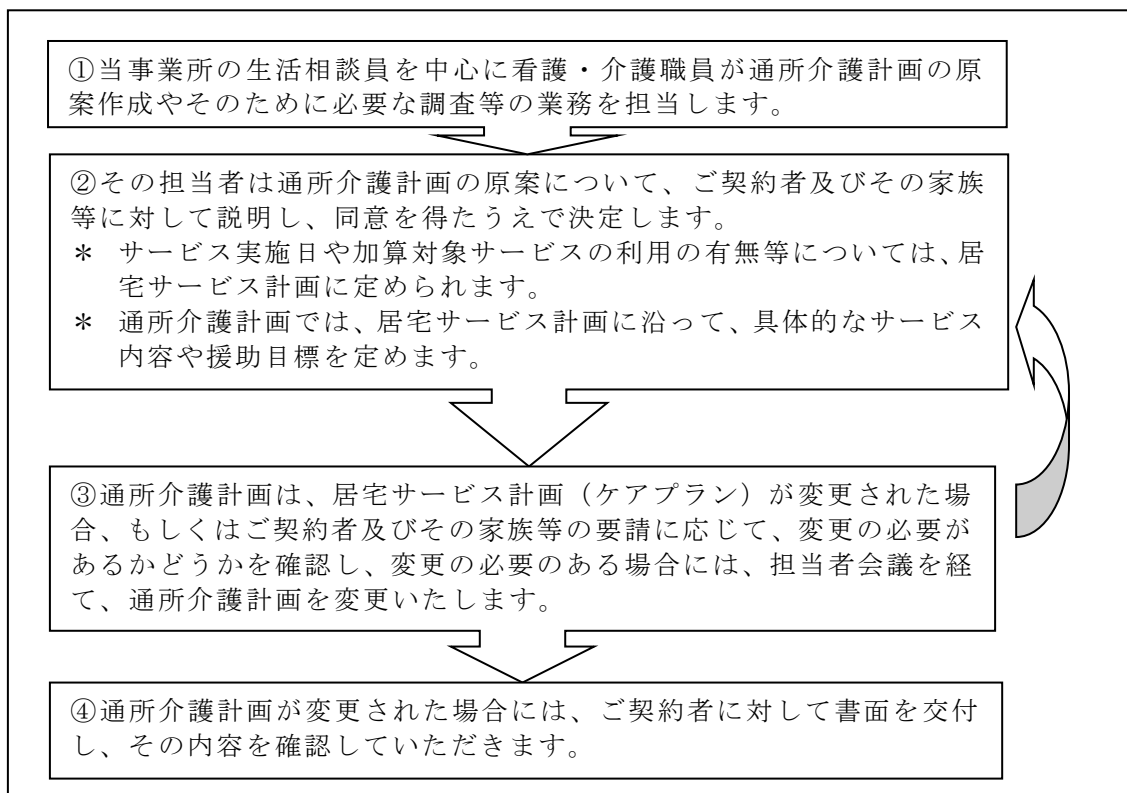
生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。
1名以上の機能訓練指導員を配置しています

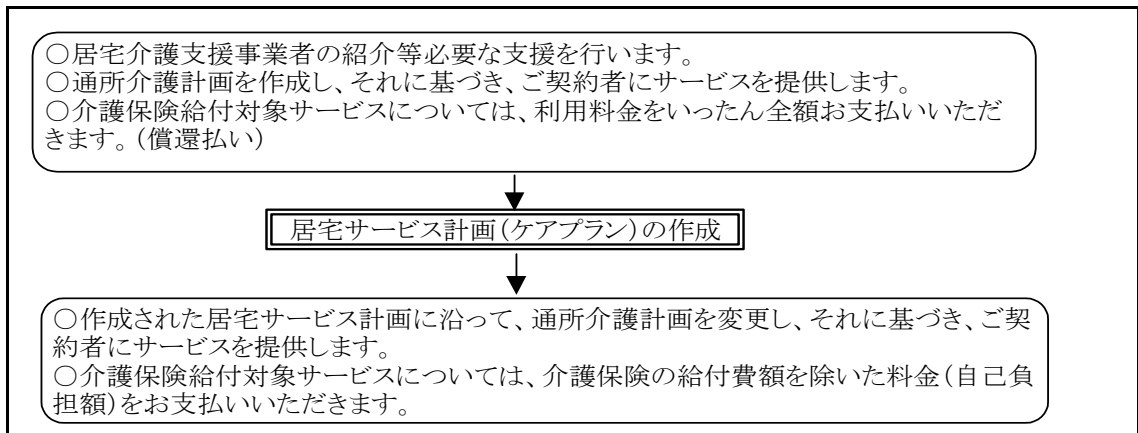
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

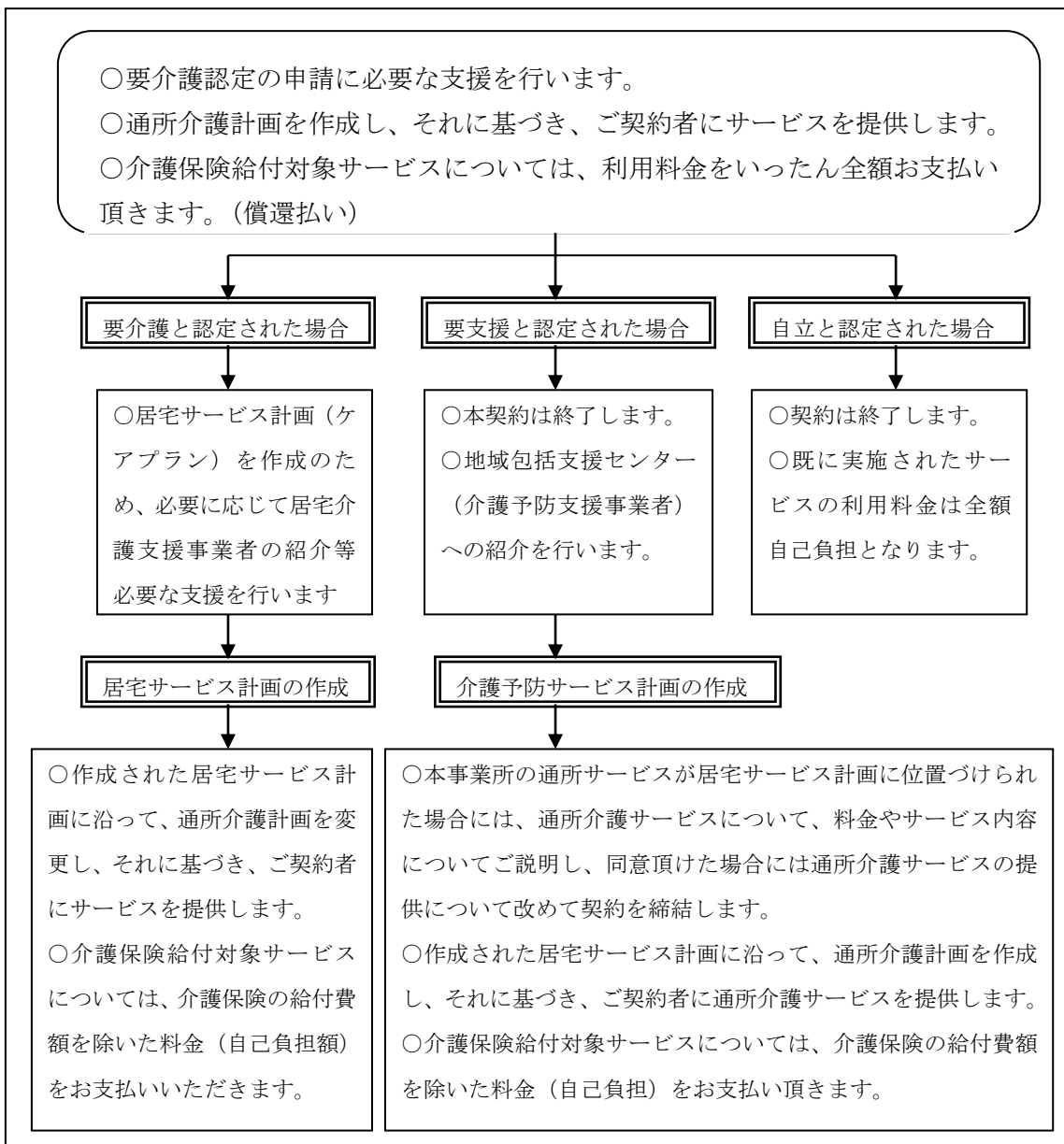


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。